

議案第13号

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

杉並区立コミュニティふらっと条例（令和2年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立コミュニティふらっと成田の項の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと方南	杉並区方南一丁目27番8号
------------------	---------------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

(1) 集会室等

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第4集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第5集会室（キッチンを使用する場合）	1,200円	800円	800円	300円
	第5集会室（キッチンを使用しない場合）	1,000円	700円	700円	200円
	和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立コミュニティ	第1集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第2集会室（キ	1,600円	1,000円	1,000円	400円

イふら つと東 原	キッチンを使用する 場合)				
	第2集会室 (キ ッチンを使用し ない場合)	1,400円	900円	900円	300円
	第3集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第4集会室	1,000円	700円	700円	200円
	多目的室	3,500円	2,300円	2,300円	800円
杉並区 立コミ ュニテ イふら つと馬 橋	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室 (キ ッチンを使用す る場合)	1,400円	900円	900円	300円
	第3集会室 (キ ッチンを使用し ない場合)	1,000円	700円	700円	200円
	多目的室	3,200円	2,100円	2,100円	800円
杉並区 立コミ ュニテ イふら つと成 田	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室	1,400円	900円	900円	300円
	多目的室	3,200円	2,100円	2,100円	800円
杉並区 立コミ ュニテ イふら つと方 南	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第3集会室	700円	400円	400円	100円
	第4集会室	1,200円	800円	800円	300円
	多目的ルーム (集会使用)	2,500円	1,600円	1,600円	600円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間
の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時
間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

(2) 多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）

名称	区分	使用料（1時間当たり）
		午前9時から午後9時まで
杉並区立コミュニティ	多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）	800円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

附 則

1 この条例は、令和6年1月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 令和5年4月1日

(3) 附則第4項及び第5項の規定 令和5年12月15日

2 この条例による改正後の杉並区立コミュニティふらっと条例別表第2に規定する杉並区立コミュニティふらっと方南の施設の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

3 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 区民集会所の部杉並区立方南区民集会所の項を削る。

別表第2 (1) 杉並区立方南区民集会所の部及び (2) 杉並区立方南区民集会所の部を削る。

4 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和57年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう方南館の項を削る。

5 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

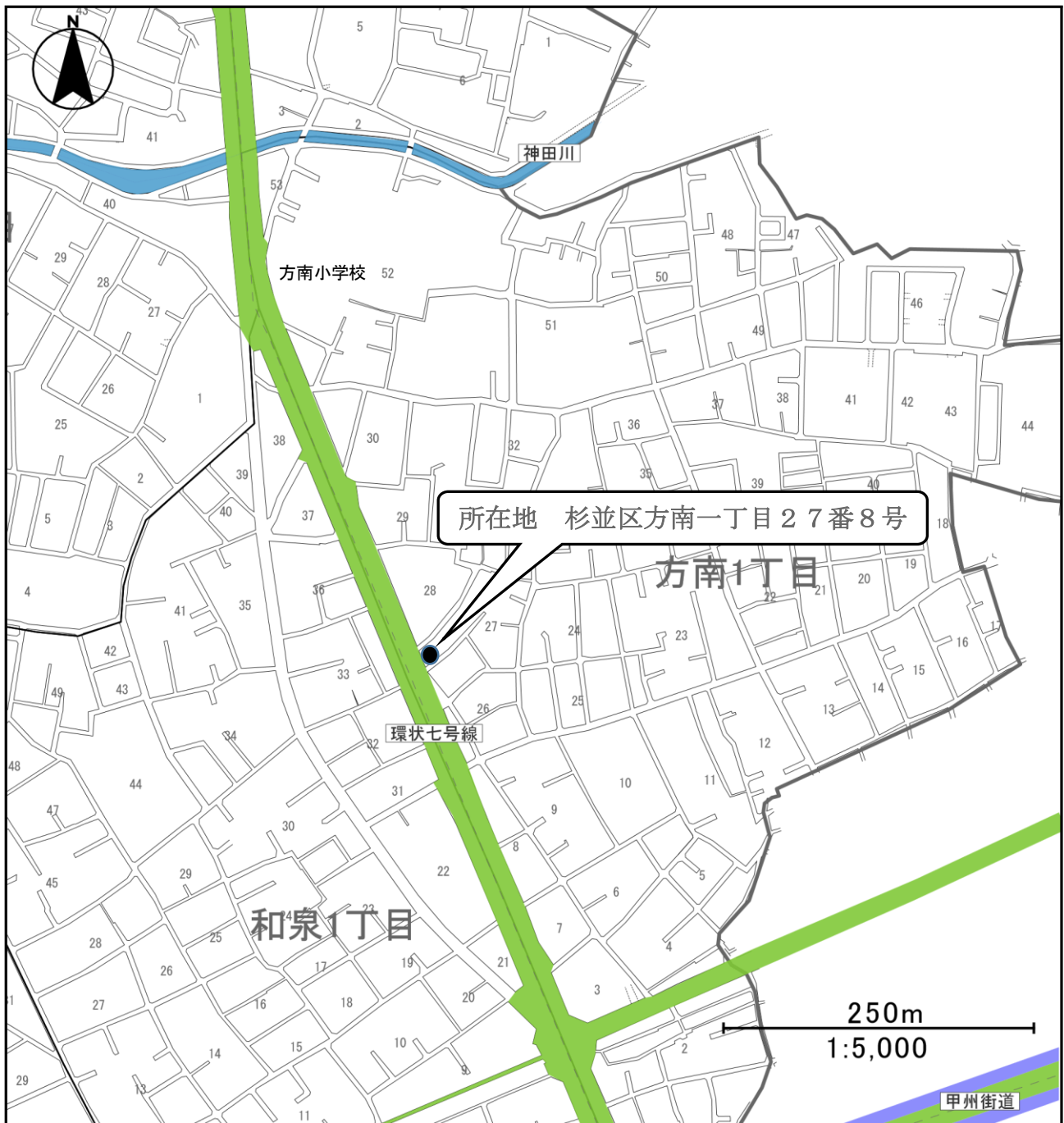
別表第2 (8) 杉並区立ゆうゆう方南館の項を削る。

(提案理由)

コミュニティふらっと1箇所の設置に伴い、その名称及び位置等を定める等の必要がある。

案内図

杉並区立コミュニティふらっと方南

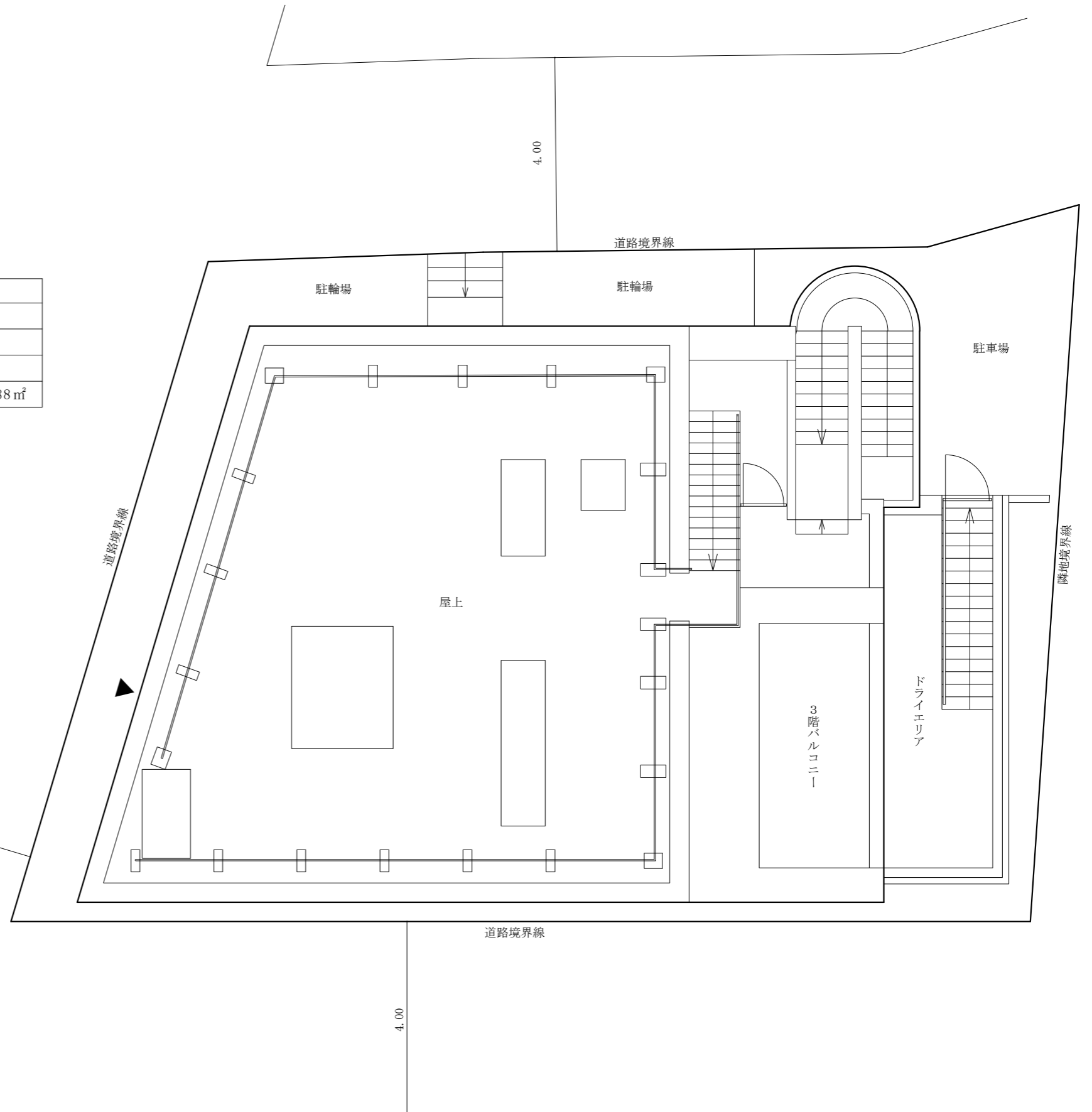


杉並区立コミュニティふらっと方南 配置図

凡例

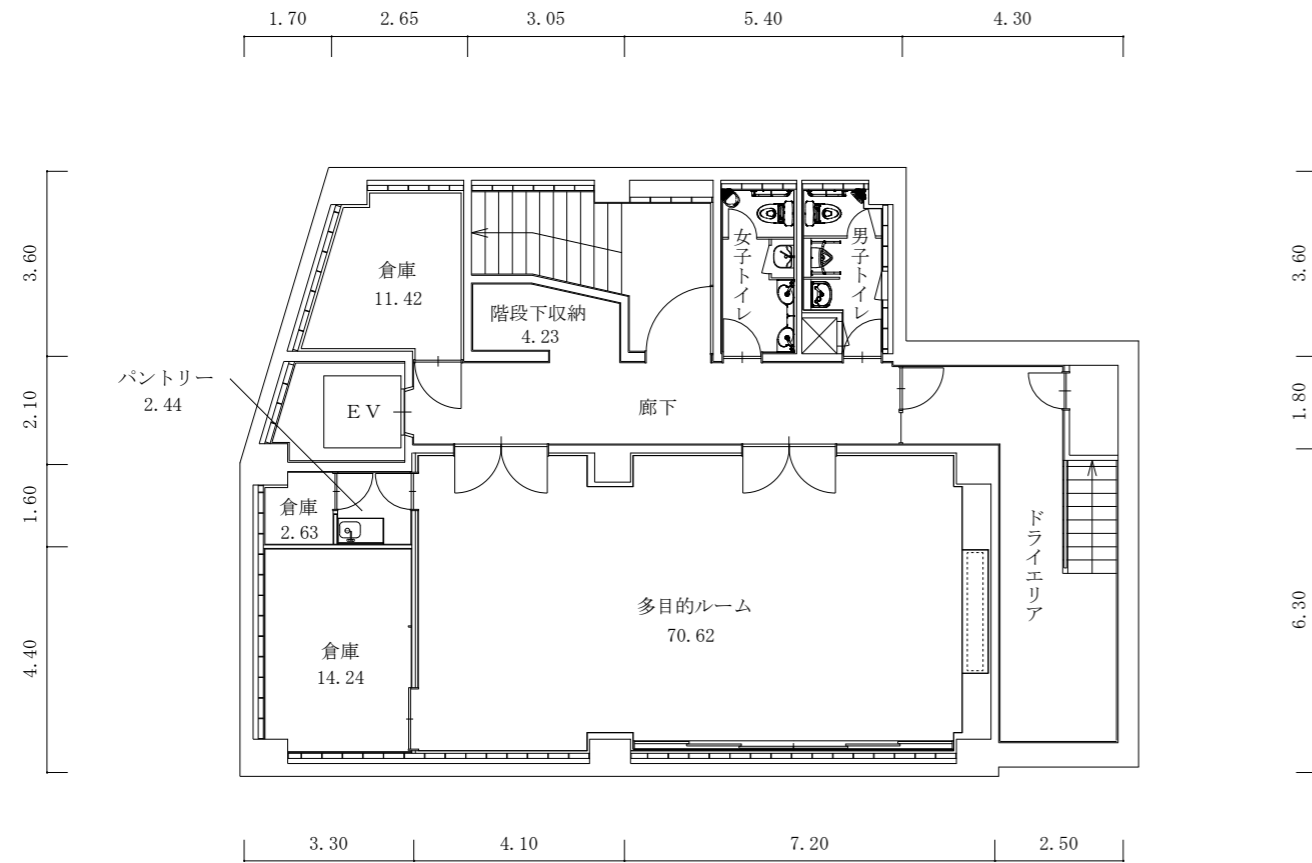
- 注1 ▲は、主要出入口を示す。
- 注2 ←は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。

構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建て				
敷 地 面 積	274.31㎡				
建 築 面 積	177.06㎡				
延 床 面 積	地下1階	1階	2階	3階	計
	157.31㎡	161.38㎡	165.21㎡	124.98㎡	608.88㎡

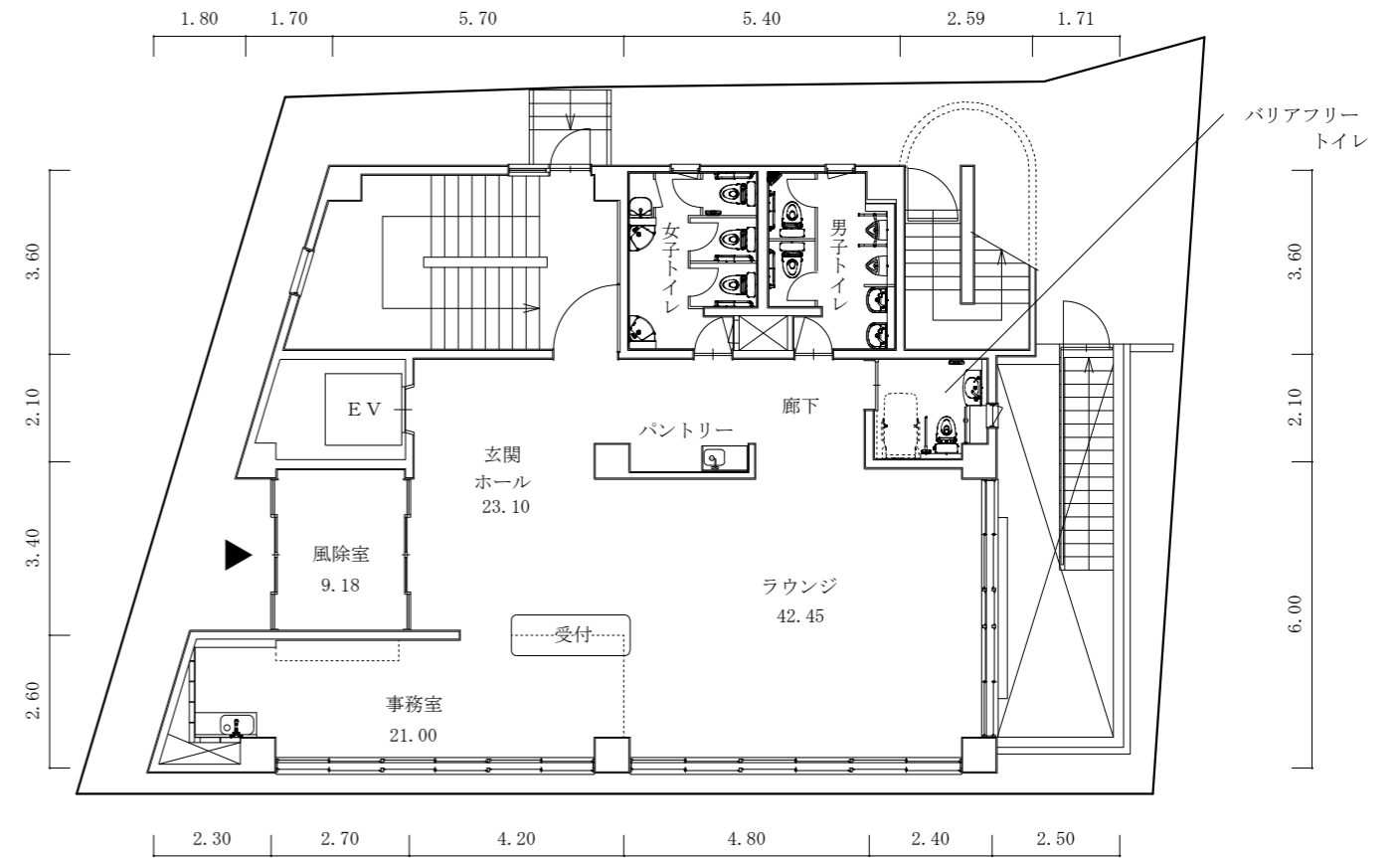


S = 1 / 100

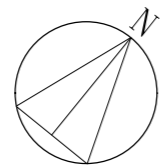
杉並区立コミュニティふらっと方南 平面図



地下1階平面図



1階平面図

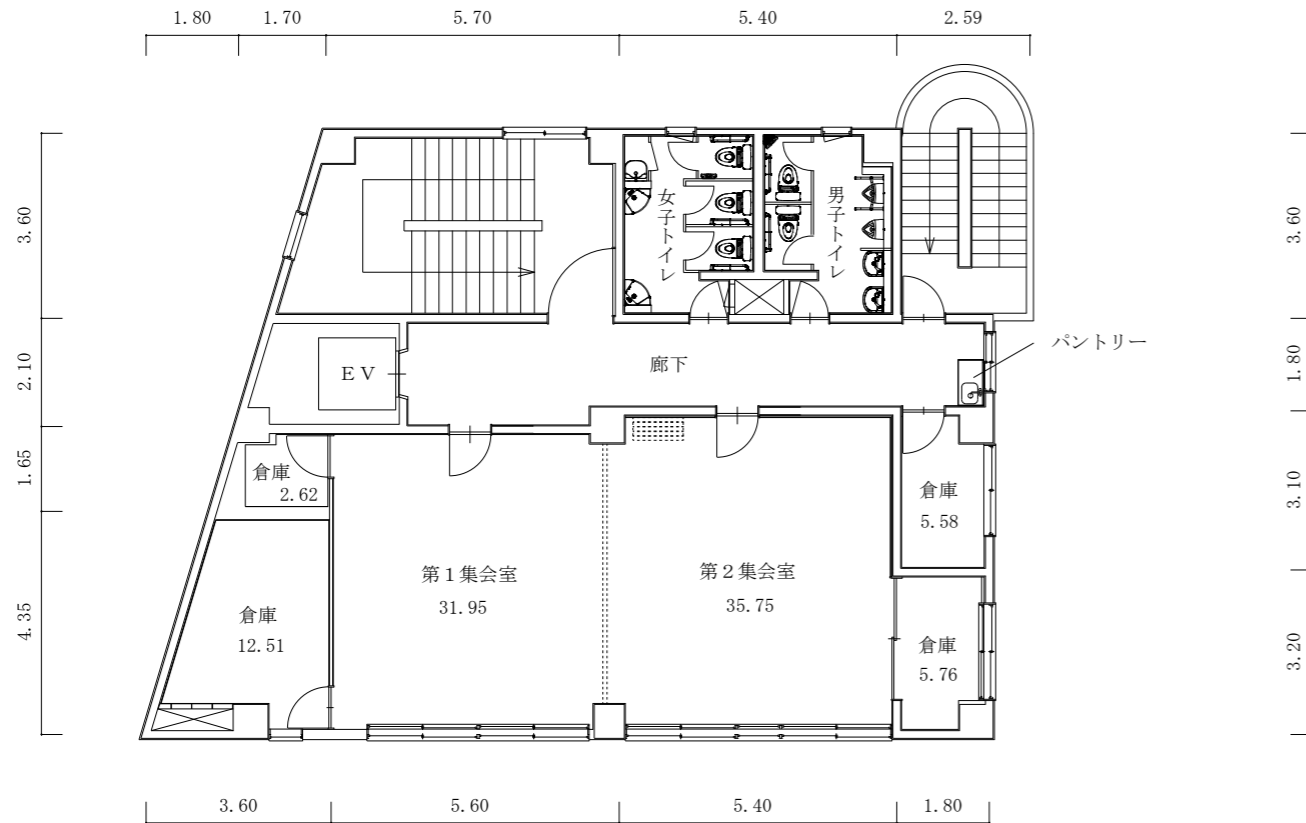


S = 1 / 150

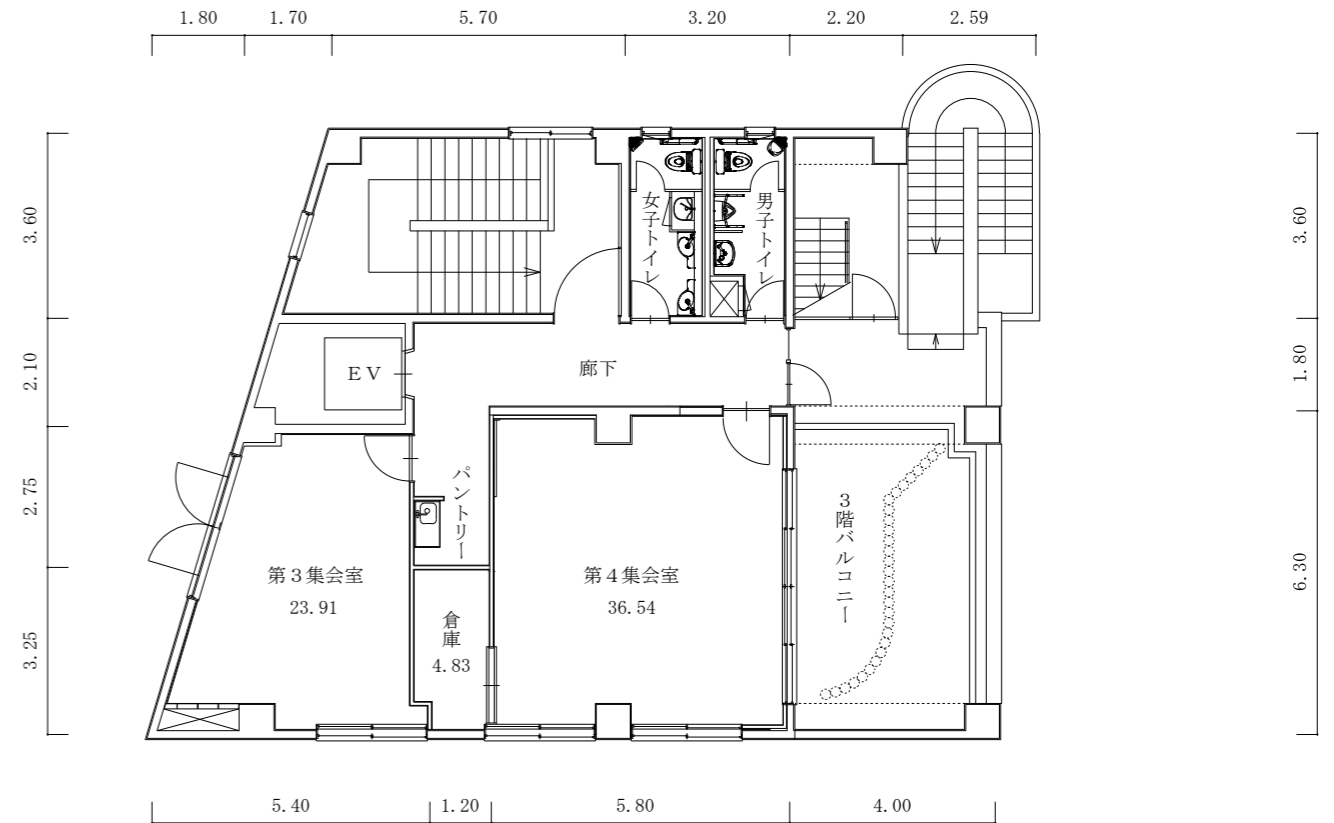
凡例

- 注1 ▶ は、主要出入口を示す。
- 注2 ← は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 ⊠ は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
- 注4 寸法の単位は、mとする。
- 注5 各室の数字は、面積 (㎡) を示す。

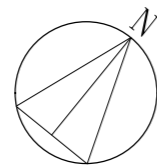
杉並区立コミュニティふらっと方南 平面図



2階平面図



3階平面図



S = 1 / 150

凡例

- 注1 ← は、階段の上がり方向を示す。
- 注2 ⊠ は、パイプスペースを示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積 (㎡) を示す。